

各医療機関の代表者 様

岡山県保健医療部長

改正感染症法に基づく医療措置協定の締結について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、感染症法の改正により、新興感染症発生・まん延時の医療提供体制確保のため、県と医療機関が平時より医療措置協定を締結する仕組み等が法定化されました。

この協定は、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関が新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくことで、医療提供体制を迅速に構築できるようにするものです。

つきましては、下記により県と協定を締結して下さるようお願い申し上げます。

記

1 協定の対象 岡山県内の全ての病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

2 協定締結に向けた協議

- ・回答フォームから入力いただくことにより行います。

<http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

- ・回答フォームからの申請ができない場合は、別添受付票及び同意書を疾病感染症対策課まで提出してください。受付票による場合は、提出から1か月程度お時間をいただきます。お急ぎの場合は、回答フォームから入力をお願いします。

回答フォーム



3 その他

- ・以下のとおり、説明会を開催します。

日 時：令和6年5月13日（月）18：00～19：00

対 象：県内医療機関（病院・診療所）

開催方法：Zoom（URLは申込受付後お知らせします）

申込方法：岡山県電子申請システムからお申し込みください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=37409](https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=37409)

※岡山県ホームページで、後日動画・資料を公開します。

<http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

説明会申込



岡山県保健医療部疾病感染症対策課  
感染症対策班 有正、祇園、永宗  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7283  
E-mail：kansen@pref.okayama.lg.jp

# 医療措置協定締結のお願い

感染症法の改正により、新興感染症の発生・まん延時に速やかに医療体制を構築するため、県と医療機関等は平時より「医療措置協定」を締結する仕組み等が法定化されました。

## 1 医療措置協定の項目

協定項目	医療措置協定の締結対象			
	病院 (有床診療所)	無床診療所	薬局	訪問看護 事業所
<b>流行初期医療確保措置の対象</b>				
①病床の確保（※1）	○			
②発熱外来の実施（※1）	○	○		
③自宅療養者等への医療提供	○	○	○	○
④後方支援	○			
⑤人材派遣	○	○		
※上記のうち1つ以上の措置に係る協定を締結した医療機関における追加協定項目				
⑥个人防护具の備蓄（※2）	○	○	○	○

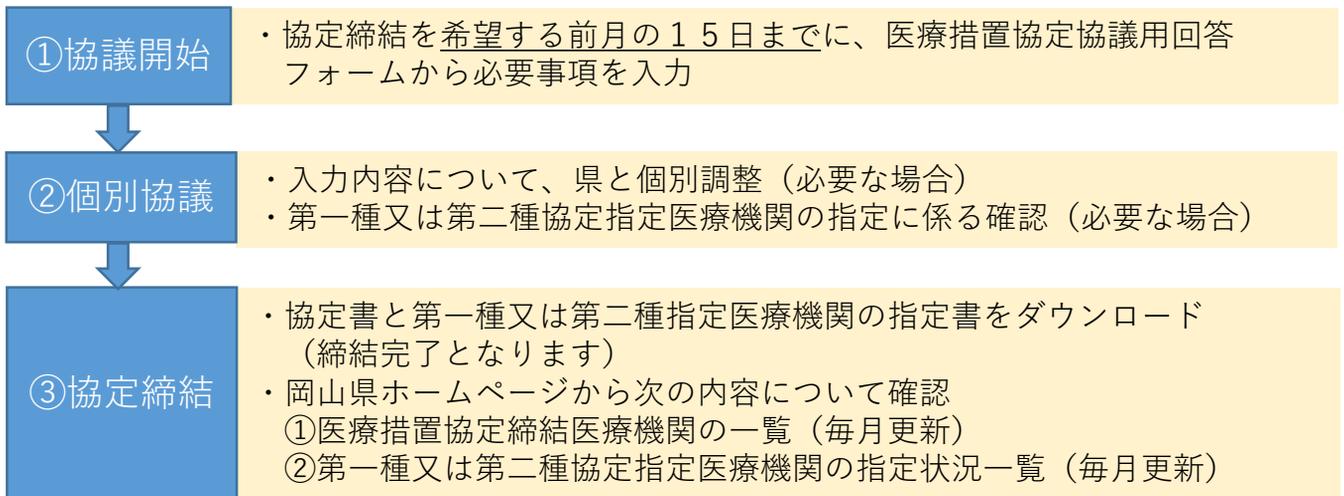
○：①病床の確保にご対応いただく医療機関等は「**第一種協定指定医療機関**」として指定

○：②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療提供にご対応いただく医療機関は「**第二種協定指定医療機関**」として指定

※1：協定締結医療機関のうち、流行初期に県の基準を満たす措置を講じた場合には、財政支援措置を実施（流行初期医療確保措置）

※2：協定（①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）を締結する医療機関は、必要な个人防护具の備蓄（2か月分）を行うことが推奨されることから、个人防护具の備蓄について協定の締結への合意が可能な場合は、協定項目に追加

## 2 医療措置協定の締結手続



お問い合わせ先 岡山県保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班  
TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7958  
E-mail：kansen@pref.okayama.lg.jp

協議用回答フォーム <http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>



## 医療措置協定受付票（病院・診療所向け）

### 1 医療機関の情報

医療機関等名称◎	
保健医療機関番号	
郵便番号	
住所◎	
医療機関の管理者◎	
担当者名	
連絡用電話番号	
連絡用メールアドレス	

◎ 記入いただいた名称で協定を締結することとなりますので、正確にご記入ください。

### 2 医療措置の内容

#### 一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (用途)	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）		
対応の内容  ※重複可（配慮が必要な患者専用に確保しておかなければいけないということではありません。） ※病床数は示せないが、受け入れは可能という場合は、1と記入してください。	床			
	うち、重症患者用	床	うち、重症患者用	床
	うち、精神疾患患者用	床	うち、精神疾患患者用	床
	うち、透析患者用	床	うち、透析患者用	床
	うち、妊産婦用	床	うち、妊産婦用	床
	うち、小児用	床	うち、小児用	床
	うち、障害児者用	床	うち、障害児者用	床
	うち、認知症患者用	床	うち、認知症患者用	床
	うち、がん患者用	床	うち、がん患者用	床
うち、外国人用	床	うち、外国人用	床	

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、平時から後方支援医療機関等との連携を確認しておくこと。

#### 二 発熱外来の実施

対応時期 (用途)	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	<input type="checkbox"/> 外来受診対応可能（人数： 人/日） <input type="checkbox"/> 検査の実施可能（件数： 人/日） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入れ可能 <input type="checkbox"/> 小児の受入れ可能	<input type="checkbox"/> 外来受診対応可能（人数： 人/日） <input type="checkbox"/> 検査の実施可能（件数： 人/日） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入れ可能 <input type="checkbox"/> 小児の受入れ可能

※ 検査の実施能力については、核酸検出検査であって、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

### 三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	<input type="checkbox"/> 自宅療養者への医療提供 <input type="checkbox"/> 電話／オンライン診療が可能 <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 <input type="checkbox"/> 高齢者施設療養者への医療提供 <input type="checkbox"/> 電話／オンライン診療が可能 <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 <input type="checkbox"/> 障害者施設療養者への医療提供 <input type="checkbox"/> 電話／オンライン診療が可能 <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 <input type="checkbox"/> 宿泊療養者への医療提供 <input type="checkbox"/> 電話／オンライン診療が可能 <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能

### 四 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症等を受け入れる医療機関から感染症患者以外の患者の受入が可能 <input type="checkbox"/> 回復患者の転院受入が可能	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症等を受け入れる医療機関から感染症患者以外の患者の受入が可能 <input type="checkbox"/> 回復患者の転院受入が可能

### 五 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師： 人（うちDMAT： 人、DPAT： 人、OCIT： 人）</li> <li>・ 看護師： 人（うちDMAT： 人、DPAT： 人、災害支援ナース： 人、OCIT： 人、搬送コーディネーター： 人）</li> <li>・ その他（感染管理専門家等）（うちDMAT： 人、DPAT： 人、OCIT： 人）</li> </ul>

※ DMAT等については、DMAT等協定（改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定）を参照。

### 3 個人防護具の備蓄

2か月分の使用量

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 ( 双 )

《協定にかかる同意》

- ・ 医療措置協定書および協定指定医療機関指定書には公印の押印を省略することを同意します。
- ・ 医療措置協定受付票に記入した内容に基づき、岡山県と協定を締結します。
- ・ 感染症法第36条の3第5項の規定により、岡山県のホームページに協定を締結した医療機関名・締結した協定の内容が公表されることに同意します。

協定指定医療機関指定同意書・指定医療機関基準適合報告書  
(病院・診療所)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

開設者所在地 法人の場合は主たる事務所の 所在地	
開設者名 法人の場合は名称及び代表者 の役職及び氏名	

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 38 条第 2 項の規定により、下記の医療機関が【第一種・第二種・第一種及び第二種】協定指定医療機関の指定を受けることに同意します。
- (2) 下記の医療機関は、指定医療機関基準に適合していることを報告します。

医療機関所在地	
医療機関名	

参考：指定医療機関基準

種類	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関	
協定の内容	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供
指定基準	・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。		
	・患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。		
	・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、岡山県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。	・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、岡山県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。	・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、岡山県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。

新型コロナウイルス等感染症、指定感染症又は新感染症に係る  
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

岡山県知事（以下「甲」という。）と

【医療機関名】

【医療機関の管理者】

（以下「乙」という。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型コロナウイルス等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型コロナウイルス等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型コロナウイルス等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型コロナウイルス等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘察し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を別紙のとおり講ずるものとする。

- 一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）
- 二 発熱外来の実施
- 三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
- 四 後方支援
- 五 医療人材派遣

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型コロナウイルス等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、別紙のとおり、乙が備蓄する。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条の規定による措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型コロナウイルス等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

- 2 甲は、第3条第1号又は第2号に規定する措置のうち、新型コロナウイルス等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として県基準を満たすものを講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新型コロナウイルス等感染症等発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。
- 3 前条の規定による措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型コロナウイルス等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型コロナウイルス等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型コロナウイルス等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の規定による要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型コロナウイルス等感染症等発生・まん延時において、新型コロナウイルス等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の規定による措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型コロナウイルス等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものと

1 乙が協定第3条に基づき講じる医療措置は次のとおりとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (自述)	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）		
対応の内容	床			
	うち、重症患者用	床	うち、重症患者用	床
	うち、精神疾患患者用	床	うち、精神疾患患者用	床
	うち、透析患者用	床	うち、透析患者用	床
	うち、妊産婦用	床	うち、妊産婦用	床
	うち、小児用	床	うち、小児用	床
	うち、障害児者用	床	うち、障害児者用	床
	うち、認知症患者用	床	うち、認知症患者用	床
	うち、がん患者用	床	うち、がん患者用	床
	うち、外国人用	床	うち、外国人用	床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。		

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、平時から後方支援医療機関等との連携を確認しておくこと。

二 発熱外来の実施

対応時期 (自述)	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	外来受診対応可能（人数：人/日）	
	検査の実施可能（件数：人/日）	
	<input type="checkbox"/> 小児の受入可能	
	<input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能	

※ 検査の実施能力については、核酸検出検査であって、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (自述)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	自宅療養者への医療提供 <input type="checkbox"/> 電話/オンライン診療が可能 <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 宿泊療養者への医療提供

<input type="checkbox"/> 電話/オンライン診療が可能
<input type="checkbox"/> 往診が可能
<input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能
障害者施設療養者への医療提供
<input type="checkbox"/> 電話/オンライン診療が可能
<input type="checkbox"/> 往診が可能
<input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能
高齢者施設療養者に対する医療提供
<input type="checkbox"/> 電話/オンライン診療が可能
<input type="checkbox"/> 往診が可能
<input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能

四 後方支援

対応時期 (自述)	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症等を受け入れる医療機関から感染症患者以外の患者の受入が可能 <input type="checkbox"/> 回復患者の転院受入が可能	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症等を受け入れる医療機関から感染症患者以外の患者の受入が可能 <input type="checkbox"/> 回復患者の転院受入が可能

五 医療人材派遣

対応時期 (自述)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	・医師：人（うちDMAT：人、DPAT：人、OCIT：人） ・看護師：人（うちDMAT：人、DPAT：人、災害支援ナース：人、OCIT：人、搬送コーディネーター：人） ・その他（感染管理専門家等）（うちDMAT：人、DPAT：人、OCIT：人）

※ DMAT等については、DMAT等協定（改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定）を参照。

2 乙が協定第4条に基づき備蓄する個人防護具は次のとおりとする。  
(乙における2ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	NGSマスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	( 枚 双)

する。

一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 【 住所 】  
【 医療機関名 】  
【 医療機関の管理者 】  
保険医療機関番号：【 0000000 】

事務連絡  
令和6年4月30日

各医療機関の代表者様

岡山県保健医療部疾病感染症対策課長

### 新興感染症対応力強化事業の実施について

本県の保健医療行政の推進については、平素から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県においては、医療措置協定の締結に向けた取組を順次進めてまいりますが、県と協定を締結していただいた医療機関に対して、感染症への対応力を強化することを目的とする補助事業を令和7年度から実施する予定としております。

つきましては、予算要求額の参考としたいため、補助金の活用予定を次のとおり調査しますので、活用を予定される場合は、下記資料をメールで提出してください。

#### 記

#### 1 提出資料

##### (1) 施設整備の場合

- ・様式2「施設整備事業費内訳書」及び様式3-16「施設整備事業計画書」

##### (2) 設備整備の場合

- ・様式1-21「設備整備事業概要」

#### 2 提出期限

令和6年7月31日（水）

#### 3 その他

- ・様式は岡山県ホームページからダウンロードしてください。  
<https://www.pref.okayama.jp/page/913469.html>
- ・感染症法に基づく医療措置協定を締結予定の医療機関に対する補助事業です。
- ・当該調査により補助が確約されるものではなく、予算の状況によっては補助額や補助率が提出いただいた内容を下回る可能性があります。
- ・内示前に着工した工事や購入した設備等については補助対象になりません。
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（入院医療機関設備整備事業・外来対応医療機関設備整備事業等）を活用した補助を受領している場合は、実施内容を確認させていただきます。
- ・5月13日の医療措置協定に関する説明会において、本事業についても触れることとしております。

(照会・提出先)

岡山県保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班

TEL 086-226-7331

E-mail [kansen@pref.okayama.lg.jp](mailto:kansen@pref.okayama.lg.jp)

# 感染症法改正に伴う対応（新興感染症対応力強化事業）

令和5年度補正予算

- 新興感染症の発生に備えて、改正感染症法に基づき、新型コロナ対応での最大規模の体制を目標として準備を行い、発生後速やかに対応できるよう、協定締結医療機関や都道府県に対して、感染症への対応力を強化するため、①施設・設備整備への支援、②医療従事者等の研修への支援を行う。

(スケジュール)	(数値目標)
現在 都道府県において医療機関と協定締結の協議中	・病床確保 全国で5.1万床
令和6年4月 都道府県における医療計画・予防計画の策定	・発熱外来 全国で4.2万施設
9月まで 都道府県と医療機関の協定締結	

	補助対象	補助内容	補助率
①施設・設備整備事業	都道府県（間接補助：病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床確保を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した個室病床の整備、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置、個人防護具保管庫の整備等の施設整備に対する補助を行う。</li> <li>○ 発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関（訪問看護事業者、薬局を含む）が実施する、個人防護具保管庫の整備に対する補助を行う。</li> <li>○ 病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した以下の設備整備に対する補助を行う。 〔病床確保〕 ・ 簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド 〔発熱外来〕 ・ 検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）</li> </ul> <p>※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室整備：国1/3、都道府県1/3、事業者1/3</li> <li>・個室整備以外：国1/2、都道府県1/2</li> </ul> <p>※ 個室整備は、平時の通常医療にも使用するものであり、国1/3、都道府県1/3、事業者1/3とし、個室整備以外は、基本的に感染症発生時の感染症対応に使用するものであり、国1/2、都道府県1/2とする。</p>
②研修事業	都道府県	○ 都道府県が実施する、感染対策等に関する医師・看護師等の研修、医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対する補助を行う。	国1/2 都道府県1/2

13

## 新興感染症対応力強化事業の補助対象・補助基準額等(案)

- ①施設・設備整備事業 ※施設整備事業は「医療施設等施設整備費補助金」、設備整備事業は「医療施設等設備整備費補助金」により計上

	補助対象	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。 ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。	○ 病室の感染対策に係る整備 ・ 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む）等	1室当たり 14,546,000円	国 1/3 都道府県 1/3 事業者 1/3
	○ 病棟等の感染対策に係る整備 ・ 新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 ・ 病棟入り口の扉の設置 ・ 病棟のゾーニングを行うための改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○ 個人防護具保管施設の整備 ・ 個人防護具保管庫の設置 ・ 個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	設備整備 ○ 簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円	国 1/2 都道府県 1/2
発熱外来を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○ 検査機器（PCR検査装置）	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 都道府県 1/2
	○ 簡易ベッド	1台当たり 51,400円	国 1/2 都道府県 1/2
	○ HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円	国 1/2 都道府県 1/2
自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○ 個人防護具保管施設の整備 ・ 個人防護具保管庫の設置 ・ 個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2

14